（総務省設置法の一部改正）

第五十六条　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「地方法人特別税等に関する暫定措置法」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法」に、「なお効力を有することとされる」を「なおその効力を有するものとされた」に改める。

内閣総理大臣臨時代理　国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　石井　啓一

地方交付税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理　国務大臣　麻生　太郎

法律第十四号

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項中「百分の九十六」を「百分の九十四」に改め、同条第三項中「百分の四」を「百分の六」に改める。

第十二条第一項の表道府県の項第七号中「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同項第八号中「昭和五十九年度」を「昭和六十年度」に、「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同項第九号中「平成六年度から平成二十六年度まで」を「平成七年度から平成二十七年度まで」に改め、同項第十号中「平成六年度」を「平成七年度」に改め、同項第十一号中「平成六年度から平成二十六年度まで」を「平成七年度から平成二十七年度まで」に改め、同項第十四号及び第十五号中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同表市町村の項第九号中「昭和五十九年度」を「昭和六十年度」に、「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同項第十号中「平成六年度から平成二十六年度まで」を「平成七年度から平成二十七年度まで」に改め、同項第十一号中「平成六年度」を「平成七年度」に改め、同項第十二号中「平成六年度から平成二十六年度まで」を「平成七年度から平成二十七年度まで」に改め、同項第十五号及び第十六号中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条第三項の表第十三号中「の小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。次号から第十六号までにおいて同じ。）」を加え、同表第十七号中「市町村立の中学校」の下に「、義務教育学校の後期課程及び」を加え、同表第二十六号中「中学校」の下に「、義務教育学校の後期課程」を加え、同表第四十二号中「昭和五十九年度」を「昭和六十年度」に改め、同表第四十三号中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同表第四十四号中「平成六年度」を「平成七年度」に、「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同表第四十五号中「平成六年度」を「平成七年度」に改め、同表第四十六号中「平成六年度から平成二十六年度まで」を「平成七年度から平成二十七年度まで」に改め、同表第四十九号中「及び平成二十七年度」を加え、同表第五十号中「平成二十六年度」を「から平成二十七年度まで」に改め、同号(2)中「及び平成二十六年度」を「から平成二十七年度までの各年度」に改め、同条第六項中「によつて」を「により」に、「生じた場合においては」を「生じた場合には」に改める。

第十三条第三項中「によつて」を「により」に改め、「の各号」を削り、「第四項」を「次項」に改め、同条第四項中「の各号」を削り、「ところによつて」を「ところにより」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同項第三号中

二十八年新法附則第三十条第二項

前項の	附則第三十条第一項
前項各号	前二項

十三条の十五第三項」に改め、同表中

平成二十六年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される前項の	平成二十六年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される附則第三十条第一項
平成二十六年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される前項各号	第一項及び前項

を

附則第三十条第二項	
附則第三十条第二項の表第二項の項	附則第三十条第一項
附則第三十条第二項の表第三項の項	前項各号
	前二項
	同項（附則第三十条第一項

に改める。

平成二十六年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される前項の	平成二十六年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される附則第三十条第一項
平成二十六年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される前項各号	第一項及び前項
第一項（平成二十六年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される附則第三十条第一項	第三十